

## 農業用排水路修繕事業の要望とりまとめについて（説明）

### 1. 本事業では、次の要件を満たすものについて要望してください。

#### （1）本事業で実施できる内容について

##### ①用水路の修繕または改良の実施

- ・用水路の劣化（欠損、目地部開き）に伴う漏水によって、農地の湿田化が著しく、耕作に支障がある場合。
- ・用水路の劣化（水路勾配の不良含む）に伴う漏水等により、用水の取水が困難である場合。

##### ②農業用排水路の修繕または改良の実施

- ・農業用排水路の排水不良（水路勾配の不良等）により、田地からの正常な排水が困難である場合。

##### ③現状土水路（用排水路）からコンクリート水路化の実施

#### （2）採択における条件について

- ① 受益地が農地として利用、または保全されているもの。
- ② 受益戸数が2戸以上であるもの。
- ③ 農業用排水路であるもの。（パイプラインは除きます）
- ④ 水路用地が官地であるもの。

### 2. 過年度要望箇所等の取り扱いについて

（1）前回（令和5年度）要望において不採択となり、引続き要望される場合は、今回改めて申込書の提出をお願いします。

（2）前回（令和5年度）要望において採択となり、令和6年度～令和8年度中に工事が完了する施設について、その続きを施工を要望される場合は、今回改めて申込書の提出をお願いします。

（3）生活環境下水路改良事業（三か年事業）で不採択となった農業用排水路を本事業で要望される場合は、今回改めて申込書の提出をお願いします。

### 3. 農振農用地区域外の要望施設の取り扱いについて

（1）農振農用地区域外の施設については、国県補助事業の活用ができないため、市単独事業での対応となります。※地元分担金率については、A・B事業とは異なりますので、詳しくは農林基盤課にご相談ください。

### 4. お願いについて

作業をスムーズに進めるため、申込書については、地区全体での優先順位を必ず記入いただきますようお願いいたします。

全地区の要望を受理の後、概ね稲刈り後から現地調査を実施しますので、その折は日程調整・現地立会についてご協力の程よろしく申し上げます。

## 5. 受益者分担金について（農振農用区域内の施設）

### A 事業 農業水路等長寿命化防災・減災事業（土地改良実施区域内）

対象施設	事業内容	地域	補助率（％）			地元分担金（％）
			国	県	市	
農業用排水路	農業用排水路の修繕または改良	下記以外（平坦地）	50.0	10.0	26.6	13.4
		半島振興・特定農山村 <sup>(※)</sup>	55.0	15.0	20.0	10.0

※半島振興・特定農山村地域は、平田・大社・佐田・多伎・湖陵です。

### B 事業 県単農地有効利用支援整備事業（土地改良実施区域外）

対象施設	事業内容	補助率（％）		地元分担金（％）
		県	市	
農業用排水路	農業用排水路の修繕または改良	50.0%	33.3%	16.7

※国・県の補助金が事業費に対して満額とならない場合があります。その場合は、国・県補助額の残額について、市（2/3）と、地元（1/3）での負担となるため、地元分担金額が若干高くなります。

【計算例】 A 事業での平坦地の場合 工事費 2,070,000 円 補助対象額 2,000,000 円

国補助金 2,000,000 円 × 50% = 1,000,000 円

県補助金 2,000,000 円 × 10% = 200,000 円

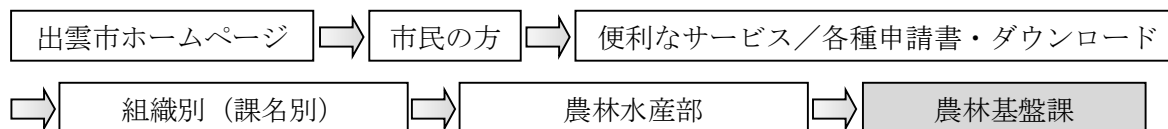
補助残額 2,070,000 円 - 1,000,000 円 - 200,000 円 = 870,000 円

市補助額 870,000 円 ÷ 3 × 2 = 580,000 円

地元分担金 870,000 円 ÷ 3 = 290,000 円（14%）

## 6. 申込書について

申込書については、出雲市ホームページの次の場所からダウンロードできます。



※ご連絡いただければ電子メールでも送信いたします。